

第2 弁護士任官への取組み

1 弁護士任官制度の意義

「法曹一元」を実現するためには、まず弁護士が裁判官の給源たり得ることが必要である。また、国民の権利・利益を実現するためには、裁判官が、法曹としてふさわしい、多様で豊かな知識、経験と人間性を備えていることが望まれる。このような法曹を裁判官として送り出す制度が弁護士任官制度である。

2 弁護士任官制度の経緯

最高裁は、1988（昭和63）年に「判事採用選考要領」を作成して弁護士からの任官の道を開き、1991（平成3）年にはその資格の拡大に踏み切った。しかしながら、必ずしも任官者数の増加には結びつかず、弁護士任官制度は低迷の状態が続いていた。

その後、2000（平成12）年11月20日、司法制度改革審議会は、中間報告において、判事にふさわしい有能な人材を裁判所内に限らず広く法曹各界から迎える趣旨で、裁判所法が多様な給源の規定を設けているのに、実際の運用では判事補が主要な給源となり、弁護士からの任官が進んでいない点を指摘し、この趣旨の実質化を図る必要がある旨の意見を述べた。これを踏まえて、日弁連が最高裁に協議を申し入れ、弁護士任官等に関する協議を重ねた結果、2001（平成13）年12月、日弁連と最高裁は、弁護士任官制度を実効あらしめるための具体的方策について、当面講ずべき措置の合意に達し、「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」を発表した。

そして、日弁連が「任官制度基準及び推薦手続」等を、最高裁が「弁護士からの裁判官採用選考要領」等をそれぞれ作成するなどして準備作業を進め、2003（平成15）年度以降、この新制度の下で弁護士任官が続けられている。

また、日弁連と最高裁は、上記発表以降も非常勤裁判官制度の導入に関する協議を重ね、2002（平成14）年8月、弁護士任官を促進するための環境を整備するとともに、併せて調停手続をより一層充実・活性化することを目的として、「いわゆる非常勤裁判官制度の創設について」を合意した。そして、2003（平成15）年の通常国会で民事調停法及び家事審判法の改正がなされ、日弁連が推薦手続等、最高裁が採用手続等を整備し、2004（平成16）年1月、非常勤裁判官制度が発足した。

3 弁護士任官状況

1962（昭和37）年から2015（平成27）年6月1日までの任官者数は、合計148名（うち東弁出身者は31名）である。

2003（平成15）年4月1日以降に限定すると87名であり、1年平均で約6名が任官した。もっとも、近年は減少傾向が続いており、過去6年に限ると人数で24名、1年平均4名が任官したに過ぎない。

非常勤裁判官（民事・家事調停官）は、2004（平成16）年度から2014（平成26）年度までに合計422名（うち東弁出身者は70名）が任官した。

4 日弁連・東弁の取組み

日弁連は、2002（平成14）年11月、「裁判官制度改革の実践—弁護士任官と判事補のほかの法律専門職経験を中心に—国民の目線で判断できる優れた裁判官を安定的に確保できる準備を整えました」というテーマで第19回司法シンポジウムを開催し、2003（平成15）年度の任官希望者20名を確保できたと報告し、その後も任官者数を増やしていけば、2030年代には裁判官人口のうち弁護士任官者の占める割合が4割を超えるという試算を示すなどした。

しかし、2003（平成15）年度の任官者数は10名にとどまり、その後の任官者数も、上記のとおり伸び悩んだため、2004（平成16）年5月の第43回定期総会では、「弁護士任官を全会挙げて強力に進める決議」を宣言し、また2005（平成17）年6月の第21回司法シンポジウムでは、「21世紀の裁判所のあり方—市民が求める裁判官」のテーマで弁護士任官問題を取り上げ、任官の推進をアピールした。以上の他にも、日弁連は、全国各地でブロック大会や全国担当者会議を開催し、任官推進のための取組みを継続している。

東弁は、任官者の事件・事務所引継ぎ等に関する支障を除去する一助とするため、2001（平成13）年10月、公設事務所運営基金を設け、任官候補者や任官支援会員に対する貸付けを可能としたほか、弁護士任官の推進等を目的とする公設事務所の設置及び運営等に関する規則を制定した。そして、これに基づき、2002（平成14）年6月以降、順次、公設事務所が開設され、現時点で4事務所が運営されている。

5 法友会の取組み

法友会は、すでに2000（平成12）年7月の時点で、弁護士任官を法曹一元裁判官制度を実現するための基盤整備の一環と捉え、その推進を決議していた。

しかしながら、その後の任官者数が伸び悩んだため、2004（平成16）年7月には「弁護士任官推進に関する宣言」を採択し、親密な人間関係のある会派の特性を生かして、積極的に弁護士任官に取り組むべく、「法友会弁護士任官推進本部」を設置した。その後、同推進本部の活動は休止し、2008（平成20）年度の政策委員会で一時的に弁護士任官推進部会が設立されたものの、現在は同じく活動が休止している。

6 これまで提起された課題について

(1) 公設事務所の活用等について

公設事務所は、上記のとおり、弁護士任官推進を1つの目的として2002（平成14）年から2008（平成20）年にかけて、合計4事務所が開設された。しかしながら、一時的に登録先とした会員（1名）及び退官者の受入れ（1名）が見られるものの、弁護士任官の推進について積極的な役割

を果たしているとはいえない。そのため、公設事務所の運営のあり方を改善する余地が残されているとの指摘がある。

また、任官者の事務所の閉鎖、事件引継ぎ等の問題を解消するために、法友会内の事務所で、任官に伴う賃貸借契約・造作等の買取り、事件の引継ぎ、事務職員の雇入れ、退官後の就職受入れなどに協力する支援事務所を募るなど、手厚い支援策の構築に向けた検討を開始すべきであるとの指摘が以前よりなされている。

(2) 短期任官及び専門的分野の任官の柔軟化について

「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」及び「弁護士からの裁判官採用選考要領」では、10年に満たない期間（ただし、少なくとも5年程度であることを要する。）を勤務期間として予定した任官を妨げないし、本人の専門的識見の程度によっては、これより短期間であっても採用可能な場合があり得るとする。

そこで、短期間の任官を前提として、倒産事件、知的財産事件、商事事件、家事事件等の専門分野に精通した弁護士を対象として専門分野を志望する任官希望者を積極的に発掘し、任官者増員の実績を作る取組みに着手すべきであるとの指摘がなされている。

(3) 手続の簡素化について

東弁の会員が任官を希望した場合、弁護士任官推進委員会の調査及び面接、理事者から関弁連への推薦、関弁連から日弁連への推薦を経て、最高裁の面接、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審査（地域委員会の資料収集を含む。）、最高裁裁判官会議での採否決定、内閣による任命等の手続を経る必要がある。

このような手続に係る負担感を軽減するため、弁護士会・最高裁がともに手続に要する期間の圧縮に向けた協議を開始すべきであるとの指摘が以前よりなされている。

(4) 審査基準の明確化について

各弁護士会連合会の弁護士任官適格者選考委員会、東弁においては弁護士任官推進委員会の推薦を経たものの、最高裁から採用されない者も少なくない。2004（平成16）年度から2014（平成26）年度までを見ると、推薦を受けた者のうち採用された者の比率は62.5%である。そのため、最高裁及び下級裁判所指名諮問委員会（地域委員会を含む。）との協議を通じ、弁護士任官者の審査基準を具体的に把握するため、最高裁や下級裁判所指名諮問委員会と改善の余地がないかを協議すべきとの指摘が以前よりなされている。

(5) 非常勤裁判官の処遇について

また、非常勤裁判官から常勤裁判官への任官を拡充するために、非常勤裁判官の職務及び権限を拡大させ、さらに多様な人材を非常勤裁判官に任官させることが検討されるべきであるとの指摘もなされていた。

しかし、借地非訟事件や家事審判事件はまだしも、週1日の執務が原則とされる非常勤裁判官が、急を要する倒産事件や保全事件、執行事件を担当すること自体極めて困難である。そのため、かかる指摘自体、現実性が乏しいものであった。

(6) 地道な発掘作業について

法友会としては、引き続き任官者と一般会員による座談会、懇談会等を開催するなどして、弁護士任官に関する情報の発信、浸透を継続する必要があるとされてきた。確かに、その必要性は現在も大きいものの、この数年で具体化された取組みはない。

7 今後の取組みについて

最も望ましいのは、会員間で弁護士任官の重要性についての意識が高まり、中規模以上の事務所が、事件・顧問先の法人受任を行うことが可能な弁護士法人制度を利用して、裁判官の送り出し・退官者の受け入れを循環的に行うほか、個人事務所の弁護士が任官する際には、他の会員が事件・事務所の引き継ぎを行うという流れが自然にできることである。

近年の弁護士数の増加と経済状況に鑑みると、特に都市部で弁護士数に余剰感が生まれるとともに、経験年数に応じた弁護士の年収の伸びも頭打ちになるという傾向が生じていることから、望ましい形であるかどうかは別として、若手の弁護士において、弁護士任官への心理的障害は低くなっている要素が認められる。

もともと、弁護士数の増加に伴い雇用弁護士を拡大した事務所においても、業務が分散するのではなく、かえって一部の若手弁護士に業務が集中するという状況がみられ、優秀な人材を裁判所に送り出すという機運が必ずしも高まっているとはいえない。

また、裁判所、さらには裁判の利用者である国民の立場としても、判事補制度では培えない能力を有する弁護士を、裁判官として任用するところに弁護士任官の意義があるのであるから、判決起案の訓練を積んだ判事補より起案能力は劣るとしても、それ以外の点で判事補を凌駕する弁護士を送り出さなければ、国民にとって有益な弁護士任官制度であるとはいえない。

そうであれば、法友会が行うべき今後の取組みとしては、日弁連の若手法曹センターなどと協働して、弁護士の送り出しと退官者の受け入れを自発的に行う法律事務所（循環的事務所）の流れを作るとともに、優秀な弁護士を擁し、かつ裁判官への送り出しが可能な事務所に対し、積極的な働きかけを行うべきである。